

総務文教委員会

平成23年9月15日(木)

総務文教委員会

日 時 平成23年9月15日(木) 午前10時00分開会—午後2時24分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 田島委員長、竹原副委員長、川端、奥野、竹内、中原、和田、辻下
出口副議長、道工監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 小川、豊国、鍛冶、反保

出席理事者 田代町長、笠間総括理事、中口総務企画部長、
中村直轄理事兼総務企画部理事兼財政改革部理事、
白井財政改革部長、古谷教育委員会事務局教育次長、亀崎危機管理監、
谷下総務企画部理事、荏原会計管理者兼理事、保井直轄副理事、
中田総務企画部副理事兼総務課長、一本総務企画部副理事兼文化センター所長、
四至本財政改革部副理事兼行政推進課長、早野総務企画部企画政策課長、
古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長、相馬財政改革部財政課長、
萬谷財政改革部税務課長、山路教育委員会事務局指導課長、
森長教育委員会事務局指導課参事、
竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長、
竹原財政改革部税務課長代理、阪本財政改革部行政推進課長代理、
末原まちづくり戦略室危機管理担当主幹、藤井総務企画部総務課主幹、
寺田教育委員会事務局学校教育課係長、西まちづくり戦略室企業誘致担当課長、
今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長代理

案 件

- (1) 付託案件について
- (2) その他

(午前10時00分 開会)

田島委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、欠席委員はなし。理事者につきましても全員出席と聞き及んでおります。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

まず、冒頭に本委員会進行に関して、各委員さんをお願いしたいのは、質疑等についてはできれば3点程度、4点程度にまとめて質疑を入れていただきたい。そして質問事項等については、関係書類の議案書であれば、何ページの款、項、目、節にと、この部分についてをお聞きしたいと、そういう質問の仕方を一つ委員長からお願いしたいと申し上げておきます。答弁者も簡潔な答弁を一つよろしくお願いします。質問者が理解できるように、簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

そして本日、傍聴の議員さんご苦労さまです。よろしく傍聴のほどお願いいたします。

9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案11件の審査を行います。

それでは、これより審議に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いしたいと思います。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからご答弁をお願いしたいと思います。

議案第47号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

相馬財政改革部財政課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成23年度岬町一般会計補正予算（第2次）のうち、総務文教委員会に付託をされました歳入予算につきまして、ご説明をいたします。

10地方交付税、1地方交付税、地方交付税といたしまして2,236万1,000円を計上するものでございます。内容といたしましては、普通地方交付税の決定に伴い、その一部を本補正予算の財源とするものでございます。

中田総務企画部副理事兼総務課長 次に、15府支出金、2府補助金、1総務費府補助金、総務管

理費補助金といたしまして、グリーンニューディール基金の市町村補助金の700万円を庁舎整備事業費に充当するものです。内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

早野総務企画部企画政策課長 続きまして、3委託金、1総務費委託金、統計調査費委託金といたしまして3万円増額補正するものです。これは統計調査員確保対策事業費に充当するものです。この事業費につきましては、統計調査員の確保に係る事業を大阪府より委託を受けるものです。

中田総務企画部副理事兼総務課長 次に、18繰入金、2特別会計繰入金、3深日財産区特別会計繰入金といたしまして79万8,000円を集会所維持補修費に充当するものです。内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、19繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして3,272万1,000円を計上するものでございます。内容につきましては、平成22年度決算の確定に伴います繰越金を本補正予算の財源とするものでございます。

亀崎危機管理監 20諸収入、3雑入、1雑入、2ページをごらんいただきたいと思います。雑入で補正予算額が237万7,000円の増額補正するものでございます。内容といたしまして、消防団員の退団に伴う退職報償金として消防団員等公務災害補償等共済基金より47万7,000円が給付されるものとコミュニティ助成金、地域防災組織育成助成事業として、自治総合センターから190万円の助成決定がされたことにより増額補正するものでございます。内容については、歳出のほうで御説明させていただきます。

以上、当委員会付託分計6,528万7,000円増額補正するものでございます。

保井直轄副理事 歳出の3ページをごらんください。

2総務費、1総務管理費、1一般管理費、一般管理費人件費特別職524万4,000円を増額するものでございます。内容としましては、特別職給326万4,000円、特別職通勤手当5万4,000円、特別職期末手当121万2,000円、特別職共済組合負担金71万4,000円でございます。

次に、一般管理費人件費、一般職でございます。910万5,000円を減額するものでございます。内容としましては、一般職給マイナス516万5,000円、一般職扶養手当マイナス19万5,000円、一般職管理職手当マイナス41万3,000円、一般職通勤手当マイナス6万5,000円、一般職期末手当マイナス138万7,000円、一般職勤勉手当マイナス68万1,000円、一般職地域手当マイナス17万3,000円、一般職共済組合負担金マイナス102万、6,000円でございます。

中田総務企画部副理事兼総務課長 次に、4財産管理費のうち、庁舎維持補修費の経常経費といたしまして20万3,000円の増額補正を行うものです。内容につきましては、本庁舎の設備の老朽化に伴います污水管の詰まり等、日常的な修繕の増加にかかるものでございます。

次に、庁舎維持補修費の臨時経費といたしまして69万8,000円の増額補正を行うものです。内容につきましては、修繕料39万円のうち、庁舎正面玄関自動扉の修繕に16万8,000円。ベランダ、コンクリート版撤去に9万5,000円。会議室等ドアノブ取りかえに7万円。教育長室ガラス補修に5万7,000円でございます。また、庁舎の防犯対策といたしまして、各階執務室及び廊下に熱感知センサー22カ所の設置にかかります庁舎警備業務委託料11万4,000円。教育長室の空調機器1台の設置にかかります機械器具費19万4,000円でございます。

次に、集会所維持補修費といたしまして79万8,000円の増額補正を行うものです。内容につきましては、緑西集会所周辺に管理フェンスを設置しておりまして、フェンスの一部には河川と隣接しているところもございます。この管理フェンスは昭和53年施工の築33年を経過し、支柱の損耗が著しくフェンス全体が倒れる危険性がございます。また、本集会所用地を地域の子どもたちが遊びの場として使用している状況もございまして、万一フェンスに寄りかかった場合には河川側に倒れることも予想されるため、修繕を行うものでございます。なお、修繕にかかるフェンスの総延長は62.5メートル、高さが1.4メートルでございます。現在設置しておりますすべての管理フェンスを取りかえるものでございます。

次に、庁舎整備事業費といたしまして826万4,000円の増額補正を行うものです。内容につきましては、歳入でもございますように、大阪府のグリーンニューディール基金市町村補助金は、国の政策としまして各都道府県に基金の造成を行い、発展が期待される環境保全再生可能エネルギーなどの産業分野に大規模な投資を行い、新たな雇用を創設し、経済の活性化を目指すものでございます。補助率は10分10でございます。この補助金を活用し、公共施設省エネグリーン化推進事業といたしまして、本庁舎1階の廊下及び都市整備部を除く税務課から高齢福祉課に至る窓口受付カウンターの蛍光灯の103本をLED照明器具に取りかえ、また都市整備部には省エネ型の空調設備整備といたしまして、土木下水道課及び二国推進課の2台、並びに建築課、産業振興課の3台の計5台を取りかえするものでございます。なお、各執務室へのLED化は補助金の都合上、今回の事業に

は含まれておりませんが、今後このような補助金等がございましたら活用を図ってまいりたいと考えております。

萬谷財政改革部税務課長 続きまして、2総務費、2徴税費、2賦課徴収費、町民税過誤納返還金といたしまして、今回200万円の増額をお願いするものでございます。補正予算の内容といたしまして、個人住民税の所得税の確定申告による更正及び町申告による更正による還付が生じたものです。また法人町民税につきましても、確定申告に伴い前年度の中間申告の納付済みの税額の一部に還付が生じ、今後年度末までの確定申告及び町申告の更正に対する還付に対応するため、補正予算を計上したものでございます。

早野総務企画部企画政策課長 続きまして、5統計調査費、2統計調査総務費、統計調査員確保対策事業費といたしまして、3万円計上するものです。内容といたしまして、国が実施する統計調査に際して、統計調査員の選任が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員となる意志を有する者、統計調査員希望者の登録を行い、統計調査員確保を図る事業で利用する消耗品、事務用品等の購入費として2万2,000円。通信運搬費、切手代として8,000円となります。

亀崎危機管理監 続きまして、9消防費、1消防費、1消防総務費で、補正予算額が56万5,000円を増額補正するものでございます。内容といたしましては、今回2名の消防団員が退団されたことによる退職報償金を増額補正するものでございます。財源内訳をいたしまして、歳入でご説明いたしましたとおり、消防団員等公務災害補償等共済基金より47万7,000円、一般財源8万8,000円でございます。

続きまして、4災害対策費、4ページをごらんいただきたいと思います。

災害対策費、補正予算額が98万8,000円増額補正するものでございます。事業の内容といたしましては、津波対策用としての公共施設、主たる場所に海拔標示看板及びシールを標示するものでございます。設置箇所については主に避難場所や町の公共施設等々、また町有施設を考えております。大体300カ所程度を考えております。また電柱等への設置については、現在関西電力と協議をさせていただいているところでございます。また災害用、対策用、本部用のテレビのデジタルチューナーでございます。これが5,000円でございます。

続きまして、地域防災組織育成事業といたしまして190万円増額補正をお願いするものでございます。災害に対応するため各地区で自主防災組織が設置されております。災害時の見守り活動や救護活動に必要な防災備品の整備に対する助成金として、防災備品の車

いす、毛布、投光器、発電機、救助用工具、リヤカーなどを整備するものでございます。

保井直轄副理事 10教育費、1教育総務費、2事務局費、事務局費人件費教育長511万円を全体で減額するものでございます。教育長は教育公務員特例法で一般職と位置づけられております。補正前の予算額は4月から年度末の3月まで計上しておりましたので、4月から9月までについて減額調整させていただくものです。内容といたしましては、一般職給マイナス306万円、一般職通勤手当1万2,000円、一般職期末手当マイナス105万1,000円、一般職共済組合負担金マイナス71万円、一般職共済組合負担金追加費用マイナス30万1,000円でございます。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 2小学校費、1学校管理費、小学校維持補修費としまして雨漏りに伴います小学校改修工事170万5,000円を増額補正するものです。内容といたしましては、淡輪小学校につきましては、校舎の構造物をつなぐエクステンションジョイントからの雨漏りを改修するもので17万6,000円。多奈川小学校につきましては、2カ所の雨漏り改修工事といたしまして152万9,000円。内容といたしましては、プラネタリウムの天井からの雨漏りの改修23万1,000円及び北側校舎屋上の雨漏り改修129万8,000円となっております。

次に、3中学校費、1学校管理費、中学校運営費としまして、介助員の臨時職員賃金として67万3,000円を増額補正するものでございます。内容といたしましては、支援学級に在籍をします1年生の生徒が、小学校から中学校への大きな環境の変化に対応できず、精神的に落ちつかない、また非常に不安な状況にあることから介助員を配置し、安心して学校生活ができるよう支援するものでございます。

以上、当委員会付託分計といたしまして885万3,000円を増額補正となっております。

田島委員長 以上、付託されました案件について、担当課から説明をいただきました。

各委員さん、質疑ございましたら。質疑ないですか。

奥野委員 3ページの歳出の中の庁舎整備事業費でお聞きます。補正予算額826万4,000円ですけれども、その照明と空調の内訳というのは教えていただけますか。

中田総務企画部副理事兼総務課長 まず、このLED、また空調機器の設備でございますが、今後入札を執行していくわけでございます。その中で今現在積算をしているところでございますが、おおむね割合的には50%ずつということを見込んでおります。

奥野委員 まず、800万円のうち400万円ずつぐらいという予算枠ということですが、

ちょっと1つ、私そこで空調のことでどうかと思うところがありまして、補助金を使っていたのは大変ありがたいわけですけれども、今、本体この何年か前にリースによっての空調を考えられたということは今後の電気代とかを考えて本体をかえてやったと思うんですけれども。そういう方向の検討というのはされたのか、されなかったのか。

中田総務企画部副理事兼総務課長 当初、庁舎の空調機器はリースという形で今現在施工しておりますが、今回の空調設備等々につきましてはリースのほうは検討しておりません。すべて補助金という部分の買い取りというところでの補助金対象でございます。

奥野委員 検討されていないということですが、私は逆に、これは福祉の関係になりますけれども、保育所のほうにこれが回せたら、そちらの一般会計を使わずにいけるんじゃないか。今後電気代もこれが安く上がるのであれば、なおさらいいのではないかというふうに考えたわけですが、その辺いかがですか。

中田総務企画部副理事兼総務課長 委員おっしゃるように、この辺の経費の削減等はございますが、何分今回の補助金の趣旨上、本庁舎への改修ということが前提でございますので、ご理解のほうよろしく願いいたしたいと思います。

奥野委員 これ押し問答になるんですけれども、本庁舎への予算要求的なもので出してしまうから、もうこれにしか仕方ないというように聞こえてくるんですけれども、逆に保育所でも同じ内容だと思うんですけれども、その辺再考できないものか、再度お聞きします。

中田総務企画部副理事兼総務課長 各自治体さんも同様に今回のこの活用を図っているところでございます。その中で拝見いたしますと、大半が市役所関係をまずメインに考えておられて、そちらからの整備を重点的に考えているところでございます。本町につきましても、まずは本庁舎の整備を充実したいというところで今回申請をさせていただき予定でございます。

田島委員長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

川端委員 4ページの地域防災組織育成事業190万円で自主防災組織のための準備というふうに受けとめたんですけれども。ちょっと今この災害が何ていうか予想を超える災害が起こるということで、特に岬町は高齢化率が高いから、ちょうどきのうも岬町の災害対策はどうなってるんだということを聞かれたときに、たしかこれはことしでしたね、配られたの。違うかったのかな。防災マップね。

亀崎危機管理監 防災マップについては、平成17年に配布しております。今、例の東北地方の大震災によって、国のほうが津波の高さの見直しが検討・審議されております。それによっ

て、町のほうの防災計画の見直しを今図っている最中でございます。それとあわせて、またマップのほうも修正して各戸配布したいとこのように考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

川端委員 そうしたらマップはことしじゅうに配布されるんですか。

亀崎危機管理監 次年度に配布されると思います。

川端委員 それと、何といたらいいのかな、どうしてもマップでだったら岬町全域になるので、言われる方はやっぱり自分がどうしたらいいのかということを示してほしいという言われ方をするんですね。それでも私も自主防災組織で区長さん、また民生委員さんを中心にそれぞれ大体自治区単位で組まれていますよというふうに言ったんですよ。それでいいですよ。そうしたときにやっぱりその自治区単位の温度差というのかな、手厚いところと、何ていうのかな、昔から知っている人ばかりが住んでいる自治区とか、また振興地とかいろいろあるので、いったらその辺の手厚さというのか、違うのでその辺をもうちょっと行政としても検討してほしいということだったんですよ。その辺についてはちょっとどんなふうに。

亀崎危機管理監 先般の議会のほうの一般質問でもお答えさせていただいたところなんですけれども、今減災まちづくり推進協議会というものを設置しております。これは自治区連合会、また民生委員、社会福祉協議会、町の行政が入ってそれぞれ取り組みをしております。その中で自主防災組織を組織化するというところで、現在61自治区中32の自治区が現在組織化されております。ただ、その中でいろいろ制約がございまして、規約とか支え合いマップとか登録とかいろいろ細かい部分がございます。現在そういう意味で32の自治区が設立されております。そういった中でその190万円はきちっと要綱に整ったところに助成を出して整備するものでございまして、一応4自治区を思っております。その中で先ほど言いました車いすや毛布や投光器や救助用工具を配布するものでございます。

川端委員 ということは、61ある自治区の中で、その中からきちっともう自主防災組織ができ上がっているところにこうした必要な備品を給付していくということなんですね。そうしたらそれに該当しないところには、どういうふうに手を打っていかれるんですか。

亀崎危機管理監 この地区の選考については、先般自治区連合会と調整会議をいたしまして、助成金の支給要綱に基づいて合致した地区に助成させていただくと。今後については、それぞれこれが単年度で終わるのではなくて継続して事業を進めていきたいと、このように考えております。

川端委員 ただ、何といたらいいのかな、やる気があるとかないとかという言い方をしたら失礼なんですけれども、やっぱり中心者がリードをしてくれないといけないんですよ、そういう自治区の、地域のね。その中心者がリードして、ちょっとリードの薄いという言い方をしたらいいのか、ところの本当にいったら高齢者とか生活弱者の方がやっぱり自分らはどうしたらいいんか不安におびえているわけなんですよね。やっぱりこうした災害がきついのですね。だからその辺についてやっぱり、そこはその穴埋めをするのが行政と思うんですけども、その辺はどんなふう考えているんですか。

亀崎危機管理監 ご質問の要援護者ですね、そういう方に対しては、先ほど言いました地区での支え合いマップ等々を民生委員、区長会、社会福祉協議会が連携して、その情報を我々行政がいただいて警察、消防、消防団が支援していくという体制をとっていきたいとそうように思います。

田島委員長 答弁者にちょっと言うておくけれども、質問者は全般に隅々にわたるまで、そういう防災的な配慮で、そういうことを把握して実施してくれと言っていますので、ちょっと聞いていたら61の自治区の中の32自治区が組織化しています。そうしたらあと残されたものはどうなるんだということを質問しているのであって、検討でも何でもいいから全般にやりますということでない、この予算の関係がおかしくなってくるんで質問者のちょっと意をくんで答弁してください。

亀崎危機管理監 基本的には町全体の事業として、我々は取り組んでおります。ただ今の進捗状況として、32が組織化されております。これは随時、我々会議の開催頻度を上げて全部の自治区が、61自治区が自主防災組織ができるように今積極的に取り組んでいるところございます。

川端委員 あと要望ということにしておきますけれども、なかなか難しい面があると思うんですけども、やっぱりあととは何とかそれぞれ住んでいる生活弱者の方が安心できるようにしっかりと行政のほうフォローして取り組んでほしいということを要望しておきます。

田島委員長 一つ要望のほうも真剣に徹底していただきたいと思います。

和田委員 1ページの歳入で、普通地方交付税のことですけれども、これは担当課に聞かないとここではちょっと思うんですけども、この地方交付税というのは、きょうのこの何でどこかに歳出のほうでどこに入っているのか、もしわかっているのであればお伝えしてほしいというのが1点と、もう1点は4ページの臨時職員というのですか、介助員。この賃金については、生徒が多くなってこれだけ補正を積まなければならなくなったのか、どういう

意味で介助をするためにと聞いたんですけれども、そういうことは前からわかっていると思うんです。これでこの補正を組むというのは、この人数がふえてきたのかな、生徒の。その点1点お願いします。

相馬財政改革部財政課長 地方交付税につきましては、特定の事業に充当する特定財源ではございませんでして、一般財源でございます。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 この介助員賃金につきましては、障害であるとか特別な支援を要する子どもさんに対して、学校生活が円滑に送れるよう支援するために介助員として、雇用するというものでございまして、委員ご指摘の児童数がふえて教員数を確保するための賃金ではございません。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

和田委員 地方交付税、今も言いましたけれども担当課に行って聞かないとこれはわからないと思うんですけれども、一般予算ですと言うだけだったら、これここに使っていないということですか。何を意味しての一般のあれですと言ってるのかちょっと意味がわからない。

相馬財政改革部財政課長 具体的に歳出でどこに充当するかというご質問だと思いますけれども、一般財源ということでご説明申し上げたところでございまして、したがって、歳出予算の財源でいいますとそれぞれの事業の一般財源に充当しているということでございます。

田島委員長 相馬さんね、今の答弁で委員としたらわからないから説明を求めているのであって、備考欄にそれらしき旨の説明書きをしないといけないと思う。この予算書を見ていたらちょっとわからない、だれでもわからないと思う。だからちょっと親切、丁寧にちょっと説明書きをしてあげてよ。そうしたら和田委員も質問しないと思うんで一つ。

和田委員 この歳出には載っていないのかなと思うんですけれども。だけど一応交付税が入ってくるんで入れたんだと、歳入に入れたんだと、と言ってるんだったら話はわかるんだけれども、これ、そういう説明をしてくれたら歳入で入ったんだということだけ言ってもらったら話はわかる。これをどこかに使ったんじゃないのかなということ……。

白井財政改革部長 ご質問ありました今回の補正予算の一般財源につきましては、この普通交付税とこの表の下にございます繰越金、あわせまして約5,500万円が入っておりますけれども、それをどこに実際に一般財源として使っているのかということなんですが、この総務文教委員会の資料で申し上げますと、資料の3ページ、4ページなんですけれども、例えば総務費の件費に524万4,000円とか徴税費の過誤納の返還金200万円とか、このような一般財源という欄にありますとおり、その欄のところの一般財源に使っていることが確認できます。そのような内容をご理解願ひしたいと思います。

田島委員長 よろしいですか。ということ悪いですけども、説明を入れておいてください。わからないから聞くのであって、わかっていて聞く委員はいないと思います。中にはいるかもわからないけれども、一つよろしく願いしておきます。他にございませんか。

竹内委員 先ほど川端委員のほうの質問とちょっと重なると思うんですけども、防災の32地区のうちの今回190万円4地区というのをちょっと聞いたんですが、その車いすとか毛布とかを配布するというのを聞いたんですけども、この車いすとか毛布というのを配布しても、保管する場所は各地区に、当面、私のところは淡輪5区なんですけれども、5区の集会所も何もないんですよ。どこへどんな形で、これ区長さんのところへ渡しておくのか、区長さんは2年に1回かわると。その引き継ぎとか云々というのは非常に難しいと思うんですよ。その辺、物を渡して保管させるのか、それともまたこれ別に町のほうで何区だったら何区、淡輪何区、何区のところこういうふうな防災の物を町有地に置いて、そこに保管させるのか、その辺だけ。

亀崎危機管理監 ご質問の保管場所でございますが、これすべて4カ所については集会所の倉庫の中へ保管するようになっております。また町の防災備蓄倉庫というのがございます。これは各地区で各体育館の横に設置しております。今回は各集会所が、自治区が責任を持って保管するというを前提にして整備するものでございまして、ちなみに組織図と規約等々も確認しておりますので。

竹内委員 今の説明であれば、集会所とかにある地区はいいんですよ。だけれども、ない地区をどうするかというのだけちょっと聞かせてください。

亀崎危機管理監 今後、集会所のないところについては、区長連合会の中で協議していただいてここに設置するかということは協議していきたいとそうふうに思います。

田島委員長 よろしいですか。質問者が結局、集会所がない場合はどこにあるんだろうと。そうしたら緊急の場合、区長さんなりが説明できなかつたらみんながあるものが使えない状態になるでしょう。ですから危機管理をもうちょっとしっかりしないといけないということを竹内委員が質問しているのであって、一つもう少し説明を十分してあげてください。他にございませんか。

中原委員 委員会資料の3ページの一般管理費についてお聞きしたいと思います。一般管理費の人員費が特別職と一般職とありますけれども、この特別職と書いているほうは中口さんの10月からのお金で、その下の一般職と書いているのはお二人分の10月からのお金というふうに理解したらいいのか確認したいというのが1点目です。それから、資料の2ページ

の雑入の消防団員の退職報償金にかかわって確認だけしておきたい点が1点ありまして、お二人おやめになるということで消防団の運営には支障がないかということを確認しておきたいと思います。随時人員等は確保されて運営に努力されているというふうにこれまでもお聞かせいただいて、そう認識しているんですけども、今回も住民の生命と財産を守るという役割を果たすに足る体制が確保できるのかということを確認しておきたいというのが2点目です。それから3点目ですが、資料4ページ、教育費の中学校運営費の臨時職員の賃金にかかわってお聞きしたいと思います。この手当については、必要に応じてなされたものというふうに考えるものでありますけれども、この介助員の人材の確保についてお聞きしたいと思うんです。だれでもができるという仕事ではないというふうに考えておりますので、そういう意味でこの中学校だけに限りませんけれども、幼稚園から中学校まで介助員配置されておりますが、その人材の確保に困難が生じることがあるのではないかなと思うんですけども、その人材確保の実態についてお聞かせをいただきたいと、3点です。

田島委員長 答弁者、まず総務の管理費、人件費ね、中口さんの件について。そして雑入の消防費、2人退職されたら支障あるのかと、今後のね。そして教育費、介助員の人材確保。この3点、順次答弁お願いします。

保井直轄副理事 1点目について、ご回答させていただきます。委員お見込みのとおりでございます。

亀崎危機管理監 2名の消防団員が今回、一身上の都合ということで2名退団されました。今、若い団員が少なくなっております。我々もその団の運営上非常に厳しい状況でございまして、若い団員さんの確保に努めて各地区で区長会、またそれぞれお願いしております。ただ、若い世代がどうしても遠方のほうへ勤務されているという状況もございましてなかなか確保できない。現在111名が109名となっております。条例定数は120名でございまして、できる限り条例定数の120名を目指して、我々も今団員の確保に努めている状況でございます。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 今現在、町のアルバイト登録の種別で介助員という種別で登録を行っていただいた方の中から、介助員を配置いたしております。その中で教員免許等、資格を有している方を優先的に配置をしていっているというような状況でございます。ただ、今後こういう特別な支援を必要とする子どもさんがふえてくる傾向にあると考えておりますので、今後の人材確保についても検討していく必要があると考えており

ます。

中原委員 2点目にお答えをいただいた消防団員のことですけれども、なかなかこちらでも人材の確保が大変な面もあるのかなあとと思いつつ聞かせていただいておりますが、担当部局としても努力されるということでありましたので、その方向に向けてご尽力いただきたいと要望しておきたいと思えます。それから危機管理にかかわってですけれども、先ほど質問はしませんでした、津波対策の海拔標示の看板等の設置についても、今回予算化されておりますので、担当部局としては大変なところかと思えますけれども、この点についてもこういったことに予算を措置するということは高く評価するものでありますし、今後住民の命と安全を守る立場でこのことについてもご尽力いただくように、それから教育のことに関して、現在のところは人材の確保はできているということかなあと、先ほどのご答弁で受けとめたんですけれども、やや困難な時期があったのかなあとというふうなこともちらりと聞こえてきていたこともありましたので、また今の答弁でいきますと今後の人材確保のことをやや懸念されるというような印象を受けましたので、先手を打つといいますか、登録者が十分であるかどうか、また必要になる子どもたちが出てきたときにすぐ対応できるように実情を常につかんでおくと。必要になったときにすぐ配置できるというように現場ともよく連携をとっていただきたいと、ご苦労される分野かと思えますけれども願っておきたいと思えます。

田島委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第47号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致です。

よって、議案第47号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第50号「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

中田総務企画部副理事兼総務課長 委員会資料の5ページをごらんください。

平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず歳入です。

4繰入金、1基金繰入金、1深日地区財産区基金繰入金といたしまして79万8,000円の増額補正を行うものです。内容につきましては、繰出金に充当するための財源調整です。

次に歳出です。

2諸支出金、2繰出金、1繰入金といたしまして79万8,000円です。内容につきましては、緑西集会所管理フェンス修繕にかかる経費を一般会計に繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分計といたしまして79万8,000円です。

田島委員長 今、担当課から説明がありました。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第50号「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

田島委員長 満場一致であります。

よって、議案第50号は本委員会において可決されました。

議案第51号「岬町税条例等の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田島委員長 はい。それでは、質疑ございませんか。

中原委員 委員会資料の29ページに概要がありますので、その29ページの一番下の(4)肉用牛の売却にかかる課税の問題ですけれども、ちなみにこういったケースに当てはまるというような事業者は岬町内にあるんでしょうか。

萬谷財政改革部税務課長 町内では肉用牛の飼われている農家の方は現在ございません。実質町内にはございませんので、本来該当しないわけなんですけど、地方税法の改正に伴って町条例も改正という形になっている関係上、一応条例の改正の中には挙げさせていただきました。

田島委員長 よろしいですか。他にございませんか。

和田委員 ちょっと1点だけ。今度変わったら3万円が10万円になるということに変わるというだけで、あとは難しくてちょっとわからないんですけども、この対象者というんですか、こういう申告しない、そういう人がどのぐらいいてるのか。例えばこれを実行したら、かなりの効果が上がるというのか、その点2点お願いします。

萬谷財政改革部税務課長 罰則規定でやらない方の人員という部分でございますが、実質その部分でつかんでおりません。それとまた適用に関しても実質適用3万円以下の場合でやったとしても適用を今までしたケースはございません。

和田委員 国の定めでこういうようにするだけで、岬町としたらそういう方はないということですね。

田島委員長 該当があるかないか岬町に。

萬谷財政改革部税務課長 該当者は実際はあると思います。あると思うんですけども、実質対象にした部分がないというのが事実でございます。

白井財政改革部長 ちょっと補足の説明をさせていただきたいと思います。これは、罰則といいまして刑事罰と違いまして、行政上の義務違反を、特に秩序罰というものですが、この行政秩序を保つために課する過料でありまして、今回このような内容の改正を予定しておりますが、該当者については全くございません。といいますのは、説明資料に書いていますとおり正当な理由がなく、また、著しい悪質とか、このような者に対して課するものでありまして、現在、納税者の方々との間には良好な関係が保たれておりますので、このような過料等については発生いたしておりません。

田島委員長 ご理解いただけますか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、反対で。

中原委員 実際の岬町内での、この税条例の運用状況からいうと、反対することもないかなあという気もないんですけども、ちょっとやはり大きな考え方の点で同意できないと考えるものがありますので賛同しかねるという立場を申し上げておきたいと思います。今回の地方税法等の改定を受けての町の条例の改定ですけども、寄附金控除の拡大や、高齢者に対する配慮の点では評価できる点が含まれているというふうに考えるものでありますけれども、以前から申し上げていることで、後半の部分で株式の配当割や譲渡所得の軽減税率の延長について、毎年のようにこの延長への異議を唱えてきたものでありますけれども、今回またさらに延長するということで背景に大資産家を優遇するという考えが横たわっているものと言わざるを得ないという点と、それから納税者に対する罰則の強化が今回盛り込まれておりまして、秩序を保つということにおいては結構かと思っておりますけれども、この強化によって今後の人権を無視したような税務調査ですとか滞納の差し押さえ処分など乱暴な権力の行使が行われる可能性が懸念されるものであると考えざるを得ないというふうに思って、今回この件については賛同できないと考えているものであります。しかしながら、実際の運用に当たっては比較的丁寧な対応をされているというふうに考えるものでありますので、今後の罰則の強化をなされるわけでありますけれども、対象になる方が発生した場合行き過ぎた権力の行使とならないようにしていただきたいという旨も申し上げたいと思います。

田島委員長 他に討論ございませんか。反対、賛成ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論終わります。

続いて、採決を行います。

議案第51号「岬町税条例等の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することと賛成の挙手を求めます。

(挙手多数)

田島委員長 挙手多数であります。

よって、議案第51号は本委員会において可決されました。

議案第53号「スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、再度担当課から補足説明を求めます。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 お配りしております、スポーツ基本法についてというA4、1枚もののペーパーで改正の主なポイントを説明させていただきます。なお、詳細につきましては、同じくお配りしております条文のほうでご確認を願いたいと思います。

それでは、スポーツ基本法について。スポーツ基本法は、スポーツ振興法を50年ぶりに全面改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国、地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力等を明らかにするとともにスポーツに関する施策の基本となる事項を定めております。改正の主なポイントの1つは、新たに前文を規定し、スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立って基本理念を定め、スポーツを行うものの権利利益の保護の観点から安全の確保や健康の保持増進、スポーツに関する紛争解決等の規定を整備されました。

2点目は、地域スポーツの意義・理念、地域スポーツクラブの位置づけ等に係る規定を整備するとともに地域スポーツと競技スポーツの関係について、我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすことの重要性を規定しております。

3つ目は、プロスポーツや障がい者スポーツを推進の対象とすることを明確化されております。

4つ目は、スポーツ団体の努力を新たに規定し、スポーツ団体は運営の透明性の確保等のガバナンスの充実やスポーツに関する紛争の迅速・適正な解決に努めることとされております。

5つ目に、ドーピング防止活動や国際競技大会の招致、開催、学校体育、優秀なスポーツ選手の育成など時代の変化等に対応した施策の規定を整備されております。

6つ目は、文部科学大臣の定めるスポーツ基本計画には、関係行政機関のスポーツに関する施策を盛り込み、新たに設置するスポーツ推進会議で連絡調整を図りつつ、総合的、一体的、効果的に施策を推進することとしております。

7つ目は、「体育指導委員」の名称を「スポーツ推進委員」に変更するとともに、地方公共団体における地方スポーツ推進計画策定や審議会等に係る手続の義務づけを廃止されております。

8つ目は、スポーツ庁の設置等、行政組織のあり方は行政改革の方針に配慮して検討を加え、必要な措置を講じることとされております。

以上が主な改正点でございます。今回の関係条例の整理につきましては、スポーツの振興を目的とした法律からスポーツを推進する法律となったこと及び体育指導委員がスポーツ推進委員に変更されたことによる条例改正でございます。なお、スポーツ基本法はことしの6月24日に公布されまして、8月24日から施行されております。

田島委員長 本会議場で説明をいただいているんですけども50年ぶりの改正ということで、町民もスポーツに専念していただきたい旨で説明を求めましたので、ご理解賜りたいと思います。

質疑に入ります。

辻下委員 この体育指導委員の資格、またスポーツ推進委員の資格。これは同じ資格があったらいいということですか。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 名称の変更でございまして、体育指導委員とスポーツ推進委員の資格については変わりはありません。

辻下委員 変わりないんですか。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 はい。

辻下委員 これ、やっぱり資格はいろいろと取らないことには指導委員になれないでしょう。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 資格といいますか、法律の32条に記載されているんですが、32条でスポーツ推進委員という規定がございます。条文のほうの32条のほうを見ていただいたらと思うんですが。よろしいでしょうか。32条で市町村の教育委員会は当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中からスポーツ推進委員を委嘱するということになっておりますので、このようなお方を委嘱するというふうな規定になっております。

辻下委員 資格は要らないということですね、そうしたら。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 はい。特に資格を求めているものではございませんが、推進委員の職務として実技の指導というのがございますので、当然その辺実技

ができる方ということになってこようかと思ひます。

田島委員長 他にござひませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ござひませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第53号「スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致であります。

よって、議案第53号は本委員会において可決されました。

議案第54号「岬町財産区管理条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田島委員長 それでは、質疑ござひませんか。

中原委員 本会議の場で、要望書のことに触れて少しお聞きしたことがありまして、委員長よりご配慮いただいて本委員会までに要望書を連絡箱において受け取っております。それを見せさせていただいてありまして、この条例と関連が当然ありますのでお聞きしたいと思います。まず、この要望書3つあるんですけども、この要望書では財産区委員の変更を願ひしますということが要望されているわけなんです。財産区委員の選任同意については本会議で決着していることでもありますので、それはこの場では結構ですけども、今後の考え方について確認をしておきたいと思ひます。事前に淡輪、深日、多奈川別で議員がそれぞれ集まって総務企画部、総務課からの説明を受けているんですけども、そのときに今後の考え方として、任期は基本的には一期4年とし、その意向を確認するとともに多奈川地区の平野・中地区及び東・東畑地区においては、一期ごとの交代を基本とするというふうにかかれてる文章もいただいております。このことが今後守られるのかどうか、その1

点を確認しておきたいと思います。

田島委員長 答弁する前にちょっと委員会として整理したいと思います。今、本件は財産区管理委員会の条例改正という審議に入っていますので、今、中原委員がそういう説明を求めたんですけれども、この要望書の件については当委員会ではなくして、本来これは行政側、町長が管理委員の選任をお願いするという形の中のその手前の部分の多奈川地区の管理委員の選任についての歴史ある過去の整理をした要望書でございまして、この部分について本件、当委員会でこの審議するのはいかがなものかと、私委員長として今判断しているんで、各委員さんにも一つ諮りたいんですけれども、この部分、今手元にあるんですけれども、委員会資料、本会議で私請求しましたので、当然公にいただきましたので、この部分についての要望書は各字の多奈川財産区字の委員会の選任の方法について行政側とのお話の部分であって、現在挙がっている部分については4年とするという財産区管理委員会条例の改正で、これちょっと整理したいと思いますが、中原さんどうですか。

中原委員 ちょっと言葉が足りなかったかもわかりませんので、もう少し。委員会資料の34ページで今回その条例に手を加えたいものとしては、委員は再任されることができるという、この一文を加えたいということなわけなんです。それでいきますと、再任を妨げないという、この一文を加えること自体は私は条例をどちらかという補完するというか、本来あるべき形に近づけるという手だてかなと思いますので、この一文を加えること自体に別に異議はないんです。ただ、行政のあり方として、率直に疑問を感じるのが再任されることができるという一文を加えつつ、基本的には一期とすると。なおかつ一部の地区においては一期ごとの交代を基本とすると、また改めて意思表示されているわけで、ここの整理をどのようにされるのかということをお聞きしたいということなんです。

田島委員長 答弁者においてね、今、中原委員が質問されている部分について、十分理解して答弁していただきたいんです。でないとまた誤解が生じますので。

辻下委員 中原さんが言っている財産区の管理委員の問題ですけれども、これは各地域で決めているわけですね。理事者が提案してきたものを各議員団で深日、淡輪、多奈川ということで決めているわけです。ただ問題はそりゃ我々は岬町の議員ですよ。ところがやっぱり議会は議会のルールというものがあるんですよ。議会は議会のルール。だから多奈川地区で決めたものを淡輪の議員からいちゃもんをつけるとか、淡輪で決めたものを多奈川の議員がいちゃもんをつけるとか、今までそういう経過が全然なかったわけです、今までね。やっぱり議会のルールを守ってあげてほしいとこのように思うし。それで多奈川東畑、東地

区。これは昔はそうであったんです。たまたまその地区から管理委員長が出たということ
で再任ということになっているわけです。それで中地区、平野地区、これもやっぱり中地
区、平野地区から管理委員長が出たたびに再任と。これ委員長が出ていなかったら4年に
1回交代するんですけれども、たまたま管理委員長できてしまうので、即やめてもと思っ
て、それで再任ということで理事者が挙げてきた分を各地域の多奈川だったら多奈川の議
員団が話をして、それだったらもう再任でいいじゃないかという話で今ずっと続いている
わけなんですよ。だからそこらもちよっとやっぱり議会は議会のルールがあるんだから、
中原委員も守ってくれたらどうかとこのように思います。

田島委員長 ただいま、辻下委員から答弁ではなしに委員としての意見を述べていただきましたの
で、一つ誤解しないように。そして中原委員が質問している部分について担当、答弁者一
つよろしく説明方お願いします。

中口総務企画部長 今回、岬町財産区管理会条例の一部を改正する条例案で説明させていただいた
ように、説明に当たりまして田島委員長並びに総務文教委員の皆様方のご配慮、本当にあ
りがとうございます。そういう中でこの条例は昭和30年に条例としてできておりまして、
今日に至っているわけですが、今回そうしたら改正に至る経緯の中でページ35
ページをごらんいただきたいと思いますが、新旧対照表をつけているところでございます。
この旧のほうを読む限り、一期4年とか、再任することができる、今回改正する再任さ
れることができるとか、そういう決めごとが記載されておりません。そういう中で今回多
奈川自治区の特定の区からずっと同じ方が再任されるケースもあるじゃないかと、やはり
どこかにその辺の区切りをつけられる状況はできないかという法的な整理できないかとい
うご意見もございました。その中で辻下委員の発言にもありましたように、各地区あるわ
けでございますが、特に多奈川地区においては関係区並びに多奈川全地区集まっていた
いてこの問題について取り上げたところ、やはり再任は再任で認めるんだと。認める中で
その条文をやはりだれが読んでもそのようにとれるという条例改正を、内容の改正をして
いただきたいという要望もございました。そこで今回、再任ができるものとするというこ
とで今回条例の一部改正をしたところでございます。

田島委員長 ただいま、中口部長からこの財産区の管理条例の改正の部分についての説明があつた
んですけれども、ちよっと整理したいのは、中原委員の質問もわからないことでもござい
ません。はっきり辻下委員が先ほど字の部分についてお互いに各歴史、教育委員について
も財産区管理委員についても字のほうで各座長が、幹事長がおりますので、そういう整理

で今日まで字の部分で解決して町長のほうにいろいろ調整したという形がございます。今回おっしゃる部分については、多奈川議員団の中で過去申し合わせとかいろいろ取り決めがあったわけですね。その部分について結局、今、中口部長が説明したとおりの決めごとが記載というか、はっきりしていないと。そして同人物が再任しているようなこと。区切りの整理をしろという、今回の要望書の内容と思うんです、中身的に。その部分については辻下委員がおっしゃるとおり字の決めごとは字でやりましょうという方向で今日まで来ていますので、一つその点について理解をしていただきたいとそのように思いますので、ただ、今回挙がっているこの管理条例の一部を改正する点については今部長が説明したとおり、委員は再任されることができると。この部分を改正したいという部分ですので、後任者のあとの年数をちょっとしかないじゃないかとかいろいろあったと思うんですね。ですから再任されるということに上程してきていますので、要望書の件は悪いですけども、この委員会でもっと審議できませんので、この上程されている付託された部分のこの委員会条例の改正について、皆さんにお諮りしたいと思いますので、いかがでしょう、各委員さん。

（「異議なし」の声あり）

田島委員長 よろしいですか。この部分については委員会で諮りますので、先ほど中原委員からの説明、委員から発議についての要望書については、まだ町当局にある部分ですので、まだ委員会にこの審議を付託されていませんのでね。わかりますか意味が、私の言っている。

田代町長 議事進行上問題があるかなと思いますので、こちらのほうがちょっと補足的に今、総務部長から説明のあったとおりですけども、中原委員のおっしゃる中地区、平野地区の要望、または東地区の、東畑地区の要望、これについては各両自治区長とも万全の理解を得ているということについては本会議でご答弁させてもらったとおりでありますので、この条例の中で一番問題になるのはやはり一期4年ということで限定しておりますので、その部分をやっぱり高齢化が進んでいるこの町について、いかに各地区の財産を守っていくか、管理していくかということについてはやっぱりどうしても元気な方、またはそういった財産区をよく熟知しておられる方、そういった方に今までお願いをしていた経過がございます。それを考えますと、やはり4年という形でかえていくのはいかがなものかということで、再任という形をとりながら財産区を管理していただいた経過から見ますと、やはり再任を妨げないという意味合いの条例をやっぱり入れておくほうが問題なからうということで、今回の提案をさせていただいております。それで、地元の要望については万全な理解

を得た上で確認書等を出して了解を得ていますので、その点をご心配ないと思いますので、よろしく願いいたします。

田島委員長 今、町長からその部分についての説明がございました。当委員会としてちょっとお願いしたいのは、議長も委員でおられるし、議運の委員長も委員でございますので、この部分について明確にこういう運営上やはり議会運営委員会で一つ今後審議していただきたいと。そしてまた申し合わせ事項については議長に申しわけないんですけれども全協で一つ申し合わせ事項の設定。この部分について審議しないとそのまま続くとやはり各字で整理がつかないと思いますので、一つ申し合わせというより一応縛りがある委員会でそれらしき整理をしなければ、ずっと過去のそういうことを引きずっていたのでは新しい議会運営ができませんので、一つ。

和田委員 委員長さんね、苦勞して言ってしてくれているんだけど、一応これについては本議会で一応中原委員さんも質問して済んでいることだし、今も町長も言っているように多奈川としてはもう合意で、言って合意になっているということで中原さんにしたら理解はできないけれども、何とか理解をしてもらわないと仕方ないと思うんです。これについて一応部長に質問したものは回答してくれたんですから、この件についてはそれでいいのではないですか。

田島委員長 いやいや和田委員、僕の言っているのはもう終わっています、その件については。ただ、今後こういうことがあれば困りますので、各財産区の委員等についてはきょうのこの委員会条例の改正版について、これは審議します。しかし各字の部分については、一度皆さんでお話ししてきっちりしましょうということを僕今言っているんで、取り扱いについてね。

辻下委員 それは次の議運でね、・・・やったらいいのではないかな。

田島委員長 それで議運でお願いしたいなと、今、議運の委員長も委員ですので、議運の委員長に審議していただきたいと。議長は議長なりで申し合わせ事項にするならするで。

川端委員 よろしいですか。議長と言って言われたのでね、でも委員としての質問からよろしいですか。私もこれ結局委員は再任されることができると言ってこういう条文が足されているということについて、現実には再任されているのに、なぜあえてこの文言を打つのかなと、いうところを1個聞きたいと思っていたら、先ほど総務部長のほうから説明がありましたので、それ明確化にすることかなというふうにお聞きしておりました。それとあと、資料と云ったらいいのか、要望書のことは言わないけれども、この財産区管理委員の選任の考

え方についてとって、また再任と相反することを、これ事前にいただいているので、この考え方についてというのを、これをこの条例改正の中で何か反映すべきだったのではないかなとかふと思うんですけれども、その点について質問してもよろしいですか。

中口総務企画部長 今、川端委員からありましたように、また先ほど説明しましたようにやはり法律といいますか、町の条例ですから基本的にはどちらとも読めるという形をこのたびやはりいい意味で改正するところは改正したいということで、条例としてはそういうことで委員は再任されることができるということにしました。一方、今後その当然管理委員さんになっていただく方については、こういう趣旨で選考したいという一つの基本的な考え方を持たないと今後当然各地区ごとの実情、状態、実態もありますので、その辺は一つの基本とする考え方を持って選任に当たっては当然町長が選任するわけですけれども、それに当たっての考え方を一つ柱として持っておこうということで出させていただきました。

川端委員 ということは、これはこの条文の文章としてこうしてあらわれて、岬町、それこそホームページでも開いたら見れるかなと思うんですけれども、皆さんに公開するけれども、こういう考え方については、あくまでも行政としての考え方ですよとあえて明文化にはしないというふうにとらえたらいいんですか。

中口総務企画部長 そうですね。

川端委員 そういう基本的スタンスというふうにとらえて。はい、わかりました。

田島委員長 そうしたら議事進行上、そういう形で進行したいと思うんですけれども。

中原委員 今、川端委員のほうから今回追加される再任されることができるという一文と考え方についての運用の仕方というか、そのことについて質問がなされて、私も基本的に同じことを聞いていたんですけれども、そこに疑問が生じる出発点がこの要望書であったということは申し上げておきたいと思います。今後の運用については、また議会運営委員会等で諮られることになりましようから、私の考え方についてはそこで申し上げる、実際の運営上のはね、というふうにしておきたいと思います。

田島委員長 そういうように理解していただいて、今出ているのは表向きの財産区管理委員を再任できますというその委員会付託された部分であって、ついつい要望書等についてはやはり表向きじゃなしに、言葉は悪いんですけれども水面下の過去からの申し合わせ事項ということを整理していただいて、この委員会を審議していただきたいなど。そういうお願いで、そしてその要望書等部分については今後議会運営委員会、全協等において、今、中原さんがおっしゃっている部分について意見なり、質疑なりしていただいて調整、議会内のこと

ですので、その部分について運営上のことについて、また後ほど議運なり開いていただいて、私からまた議長に公式に申し入れますので、付託されたこの部分について審議したいと思っておりますので、各委員さん異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田島委員長 なければ、議事進行したいと思います。

質疑がございませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第54号「岬町財産区管理会条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

田島委員長 挙手多数であります。

よって、議案第54号は本委員会において可決されました。

議案第62号「平成22年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入、歳出をそれぞれ分けて審議いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田島委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料36ページから41ページをごらんください。

竹内委員 歳入、36ページの部分で毎回聞くんですが、滞納繰越分のうちで今回不納欠損額というのが1、2、3、4、5、6、7と出ているんですけども、この不納欠損額という欠損にしたという一応理由は何かというのと、この軽自動車税といたら2万6,000円あるんですけども、これでいくと何件ぐらいの件数があったのかという、その2点でいいですから教えてください。

萬谷財政改革部税務課長 町税全体でいきますと、不納欠損で46件ございます。それが不納欠損

の334万2,443円でございます。内訳でいきますと、個人住民税19件、そのうち現年部分で1件、滞納部分で18件でございます。法人についてはございません。先ほど軽自動車の不納欠損でございますが、トータルで7件でございます。現年1件、滞納で6件、合計で不納欠損額が3万987円となっております。

地方税法の、15条の7の4にあります。これは執行停止後3年経過という部分がございます。件数でいきますと住民税が5件、固定資産税が2件、軽自動車税が2件、合計9件、これが総トータルで55万7,100円となっております。

また、15条の7の5ということで、納付義務の消滅ということで住民税が7件、固定資産税が18件、軽自動車税が5件、合計30件、合計金額にいたしますと295万8,594円と。それに地方税法の18条の1項で執行停止中の時効ということで個人住民税が7件、合計20万100円ということでございます。

税目別のトータルでいきますと住民税が19件です。これは滞納も含んでおります。固定資産税が20件、軽自動車税が7件、合計46件でございます。

竹内委員 もう1回聞くのですけれども、要するに今3年経過して云々という地方税法で決められていると言われたのですけれども、早い話がもういなくなってしまったと、要するに、どこかへ行ってしまったとか、おじいちゃんもおばあちゃんも死んで、次もうだれも払えなくなって、その滞納という、そんなふうなものですか。その辺、それだったらそれで、落とすのは当たり前のことであって、置いていても仕方がないものだから。その辺のところだけちょっとお願いします。

白井財政改革部長 もう少し補足の説明させていただきたいと思います。まず滞納が発生した場合は、その滞納者の実態を把握します。そして悪質者以外の方については結局経済的な理由とかによって払えない方ですので、払いたいのには払えない方につきまして実態調査により、ご質問ありましたとおり、本当に収入がなくなったとか、財産がないとか行方不明だとか、そういう方については徴収の執行停止処分をします。こういう手続を行いますことを今担当者から説明させていただきました。こうした執行停止処分という手続を行いまして、その状態が3年続きますと、今、ご質問ありましたとおり不納欠損という手続を行います。しかし、この例外として3年を待たずしても、財産・収入が全くなく、今後も収納の見込みがないという場合があります。このような方については即時に、債権を消滅させる、すなわち不納欠損処分を行うということもございまして、そういう手続を毎年毎年行っておりまして、平成22年度の決算で申し上げますと町税から軽自動車税までトー

タルで334万2,000円の全額を今回不納欠損処分したものであります。

竹内委員 そうしたら今ある46件の中で、要するに差し押さえ物件というのが多分あると思うのです。それは何件ぐらいありますか。

萬谷財政改革部税務課長 22年度末、3月末でございますが、トータルの差し押さえ件数、個人住民税で12件、固定資産税で36件、軽自動車税で9件、合計57件と、金額的にトータルでいきますと、6,443万1,376円の差し押さえ額でございます。

川端委員 普通、差し押さえと言ったらその財産差し押さえになるから、今、私が差し押さえと言ったもの、自分で勝手に單純的に固定資産税の家屋を持っている差し押さえと思ったのですけれども、今、自動車も町税のところでもおっしゃっていましたから、そういう方については何かそういう差し押さえられるものがあるの、というふうにとらえたらいいのですか。この決算書で今出てきている額が6,000万からという金額を言っていたと思いますが、その差額については、差し押さえから入ってきたということで、何らかの形で徴収できたというふうにとらえたらいいのですか。この差額が。

田島委員長 そのとおりらしいです。

他にございませんか。

竹内委員 37ページの小学校の給食、保護者の負担金で未収というのがあります。これは未収は別に回収云々はいいのですけれども、ただ以前新聞とかで報道されていた学校の先生とか教職員が、自分たちで立てかえて、この未収金をなくしていたというふうな記事が載っていたと思うのですけれども、岬町では、この未収金は別として、そういうふうな実態というのは、まさかあるという答えはないでしょうね。その辺をお願いします。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 給食負担金の教師等による立てかえについては一切ございません。

田島委員長 あっても言わない教師もいますよね。

結構です。

他にございませんか。

中原委員 委員会資料の37ページの款13、使用料及び手数料のところ、項1、目1、節1の備考の中で町有地使用料とありますけれども、これは第二阪和国道の関係の土砂を言っている土地の貸し賃ということでいいのか確認したいということが1点と、それから、この委員会に関係あると思うのですけれども、多目的公園の使用料というのがどこかに入らないとおかしいのではないかと、ちょっと見受けられなかったので確認したいという

ことが2点目です。それから同じく37ページの同じ項の節3の保健体育使用料について確認したいと思いますが、保健体育施設使用料というのがあります、これは以前条例で保健体育施設、教育関連施設が有料になって、その使用料の歳入が示されているものかと思えますけれども、この有料化に伴って申し込みの手続が非常に煩雑になったというふうを受けとめておまして、それ以降、混乱やトラブル等はおこっていないかということを確認しておきたいのと、それにかかわってですが、この収入を使って教育関連施設やスポーツの施設の修理を行っておられると思えますけれども、どういったところを修理されたのか具体的に確認をしたいと思えます。

田島委員長 これ3点、1点目が町有地の使用料の分、2点目が多目的公園の分、これは府に入るのか、町に入るのか、それを答えられたら答えてあげてください。3点目は保健体育の、施設の使用料の部分、関連施設の部分。

中田総務企画部総務課長 中原委員のまず1点目の町有地使用料につきましてご説明申し上げます。

今決算では3,758万3,020円ございます。この中には4件の使用料が含まれております。まず1件目を申し上げます。こちらは多目的広場でございます。ご存じのように第二阪和国道の建設発生土の仮置きというところで多目的広場への仮置きが627万12円。企業誘致エリアでの仮置きが1,597万3,908円。同じく土取地内に町有地がございます、そちらが9万円。あと最後でございますが、こちらは望海坂の、法面に一部まだ残土を仮置きしておまして、こちらが1,524万9,100円。

西まちづくり戦略室企業誘致担当課長 2点目の多目的広場の使用料についてご説明をさせていただきます。

多目的公園につきましては現在工事中ということもございまして一般開放は基本的にやっておりません。ただ、スポーツのできる広場については一部完成しておりますので、地元のスポート団体からの要望を受けまして、町が大阪府に特別に使用許可を得て団体のほうに使用を認めているところでございます。なお、その多目的広場につきましては利用者団体が自主的な管理を行うということで運営を行っているところでございまして、利用者団体で設立いたしました協議会で利用料金を定め、その中で会計の処理を行っておりますので、町には利用料金は入っておりません。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 3点目の保健体育使用料の件で申し込み等が非常に煩雑になっているのではないかとこのところでございますが、確かに利用者の方からももう少し簡素化できないかというご要望や意見がございまして、今、簡素化に向けて検

討中というところでございます。

それからトラブルが発生していないかということでございますが、一応申し込みに関する大きなトラブルはございません。また、施設に関する補修の要望とかその辺は随時やっていきたいというところです。

それから、もう1点。この使用料をどこに充当しているのかということでございます。これは体育施設の光熱水費等の管理費とそれから修繕関係に充当しておりまして、22年度の修繕はハブ池のフェンスがちょっと傷みまして、その修理と、町民体育館の雨漏りの補修工事に充当させていただいております。

中原委員 多目的公園のグラウンドのことですけれども、これは利用者団体が運営してくださっているということで以前から委員会等でもお聞きしておりましたが、この利用料金については、どのように運用されているものなのか、収入したものは、そのお金はどこに行くのか、またどういったことに使っていくのか、町の予算決算に反映されないということであれば、何を見て何をもって確認をしたらいいのか、確認したいと思います。

西まちづくり戦略室企業誘致担当課長 先ほども答弁させていただきましたが、グラウンドにつきましては利用者団体が自主的に管理をいただいております。グラウンド内にありますトイレのトイレットペーパーとか水道代、それから電気代、浄化槽の維持管理経費、このような経費を利用者団体が負担いただいております。利用料金につきましては、このようなトイレの維持管理費、それから消耗品の購入に充てさせていただいているところでございます。

協議会におきましては毎年度、総会を開催させていただいております。その総会の開催の中で決算収支の報告をさせていただいております。利用料金の収支につきましては協議会で処理しておりますので、協議会の決算で確認していただくことは可能となっております。

中原委員 そしたら、その協議会の収支の文書を見せてと言ったら見せていただくことはできますか。

西まちづくり戦略室企業誘致担当課長 協議会の、収支の資料の提出を求められましたら、提出させていただきます。

田島委員長 他にございませんか。

中原委員 資料の38ページの、款15府支出金のところですが項2、目1、節1の大阪ミュージアム市町村補助金の充当内容を具体的に確認しておきたいと思っております。

先にその1点をお答えいただいでよろしいですか。

早野総務企画部企画政策課長 大阪ミュージアムの市町村補助金につきましては、大阪ミュージアムは泉州特別展ということで昨年開催された愛宕山のツツジ祭りに使用するためとして、ライトアップ用のLED照明器具30台を購入しました。このLED照明器具につきましては5月2日に愛宕山にてツツジ祭りを開催し、夕刻よりLED証明によりライトアップを実施し、遊歩道を歩いていただき夜景を楽しんでいただきました。

中原委員 資料の39ページの一番上に町有地売払収入とありますけれども、この場所を確認しておきたいと思います。

1点です。

中田総務企画部総務課長 委員ご質問の場所でございますが、5カ所ございます。

1点目は以前、宅地造成地内、土地が平野地区にございました用地を一般競争入札によりまして2筆の売却でございます。金額を申しますと391万円が2筆でございます。

あと3件につきましては公用廃止に伴います売却でございます。

まず、1件目は5万8,410円、こちらは水路敷でございます。続きまして18万3,966円、こちらも水路敷になっております。最後は里道敷でございますが22万4,327円、5件で828万6,703円でございます。

場所のほうは所在地番で申しますと、まず2件目のほうはご存じのように平野地内でございます、多奈川谷川1847番33及び34でございます。あと公用廃止に伴います地番を申し上げますと多奈川谷川2212番5、淡輪399番5及び401番5、あと最後は深日の907番4でございます。

中原委員 ちょっと聞き逃したので地番淡輪の何番とおっしゃったか、もう一回。

中田総務企画部総務課長 淡輪399番5及び401番5でございます。

田島委員長 よろしいですか、質疑ございませんか。

ちょっとお諮りしたいのですけれども時間的に質疑を一たん、暫時休憩を入れたいと思うのですけれどもよろしいですか。それでは暫時休憩したいと思います。開会は1時からと、お願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

傍聴委員さんご苦労様でした。

(午前11時54分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

田島委員長 それでは休憩前に引き続き会議に入ります。

先ほど一般会計歳入についての質疑はございませんね、なければ質疑を終わります。

引き続いて歳出に入ります。

なお参考資料として配付しております委員会所管内訳表をあわせてごらんいただきたい
と思います。

まず、議会費についてですけれども、決算書の44ページから45ページをごらんください。

質疑ございませんか。

ないようですので議会費についての質疑を終わります。

続いて総務費に入ります。

決算書の45ページから62ページをごらんください。ただし51ページの目、交通安全対策事業費57ページから58ページの項、戸籍住民基本台帳費は他の委員会の所管です
ので除きます。45ページから62ページご参照願います。

和田委員 47ページの北方領土返還運動推進大阪府民会議会費、6,000円となっていますけれども、こういうところからの要請は6,000円が一番最低になっているのか、6,000円という内容を教えてこないと思うのですけれども一番最低しか出していないのではないかと
いうことを聞きたいのが1点と、2点目は48ページの顧問弁護士の費用なのですけれども48ページの一番上で顧問弁護士料負担金と、55ページにも顧問弁護士委託料、この3カ所もあると思うのですが、これは部、課によって顧問が違うのか顧問が同じ
人で、弁護士というのは顧問というのは1人しかないので1人の弁護士であっているのか、部、課によって、この人が動いているのか、その2点と、もう1点は49ページの屋上の給水タンクなのですけれども、この給水タンクのことで清掃費7万5,750円ってつ
いていますが、このタンクの清掃をしていただいているのだけれども、どの階の、トイレで水を飲むということはないと思いますけれども、のどが渴いたときは飲まない、違うのではないかなと思うのですけれども、この水道水は手洗いの水と、1階から3階ま
で一応紙を張っています。勝手の知ってるものだったら、のどが渴いたらどこかで水を飲めるけれども住民が入ってきたときに、じゃあ水を飲むところがどこかにあるのかと、ないということで、このタンクを清掃したら水も飲めるようになるのではないかと、どうし
て手洗いの水に変わってしまっているのか、その点、4点、とりあえずお願いします。

中田総務企画部総務課長 まず私のほうからは北方領土返還の推進運動の経費でございます。委員のお見込みのとおり、町の負担6,000円というところで、最低というところでございます。あと、顧問弁護士委託料、これも48ページに記載されている件でございますが、こちらのほうは大阪府下の市町村が合同です、俵法律事務所のほうに顧問弁護士をお願いしているところでございます。

あともう1点私のほうから、屋上の給水タンクの、清掃の件でございます。こちら委員のご指摘のとおり、トイレには手洗いのみということでは表示はさせていただいております。兼ねて竹内委員からもご質問ございまして、まず、庁内の手洗い、またトイレにつきましの排水関係はすべて屋上からの、現在給水でございます。あとの炊事場につきましては別ルートで水道栓を引き直したところでございます。ですので炊事場につきましては、飲料は適しております。また、委員がおっしゃるように、その給水タンクを清掃することによって飲料的に適しているのではないかとということもございまして、確かにその飲料での問題はございませんが、なにぶんにも管の腐食が進んでおりまして、どうしても赤茶げた水が休み明けには出てしまうということがございまして、その辺の危惧がございまして、あえて手洗いのみという形で表示はさせていただいております。特例、飲料に適していないということではございません。

萬谷財政改革部税務課長 55ページの顧問弁護士委託料でございますが、これも委員皆さんご存じのとおり固定資産税の評価審査請求の控訴審に係る弁護士費用といたしまして105万。それに対します印紙代でございますが28万3,300円。合計133万2,300円の弁護士への委託料でございます。

和田委員 北方領土の答えは府下で一番最低だと聞いたのですけれども、これで何十年と来ているのかもしれませんが、やっぱり北方領土といたら日本の領土になっているので、せめて100万円と言えないけれども府下で、真ん中ぐらいでもいってもらうのだったらどのぐらいになるのか知りませんが、町長、この6,000円というのは私はちょっと、人口割になっているのかなと言うけれども人口割になっていたら今度減ってくる、そのうち無いというふうになってしまうけれども、とりあえず真ん中ぐらいというか6,000円では、ちょっとぐあいが悪いと思うが町長はどう考えるのですか、北方領土の返還は。

中田総務企画部総務課長 この経費配分につきましては一応人口割ということになっておりまして、委員がおっしゃるように、なおかつ人口が減少することによって、その辺の見直しもなってくるのではないかなと予想はされます。

和田委員 ちょっとそれは、人口割と、今は前より減っているのはわかりますが、府下で本当に6,000円というのはありますか、ほかに。私はないと思うのです。一度それをまた調査してください。

田代町長 内容について詳細に把握できていなくて申しわけございません。一応人口割ということなのですけれども、府下を調べた上で、また次の機会にご報告させていただきます。

和田委員 53ページのマラソンの60何万ですか、この60万円となっているのですけれども、これこそ人口割にしてもらって減らしてもらってもいいのではないですか。前にもある委員の方がおっしゃってましたけれども、全然岬町まで走ってこないのに、どうして出すのかと言った方もあったと思うのですけれども。それは別にして、もし人口割で減らせるものなら、1点この答えを願います。

次に56ページの固定資産税の鑑定評価業務委託料、これはかなりどうなっているのかわかりませんが、900万、大方1,000万いっているのですけれども、どうして、こう額が上がっているのか、その点1点。

もう1点は56ページの軽自動車の申告事務取扱書費、分担金ですか、34万3,000円もどうしているのかなという、この点3点をよろしく頼みます。

早野総務企画部企画政策課長 先ほど和田委員からのご質問の泉州国際市民マラソンですが、堺市以南9市4町で構成されている組織で、泉州マラソン大会を開催されております。それで岬町の負担金については、和田委員のご質問の中にもありましたように、マラソンのコースに含まれていないということも計算をされた上で60万という負担金が決められております。この負担金の半額30万については泉州地域振興基金から助成金をいただいて、岬町からの、一般会計からの負担金としては30万円をお支払いしているところです。

萬谷財政改革部税務課長 56ページの固定資産税、鑑定評価委託料985万5,615円の部分でございますが、24年評価替えによりまして、毎年1月1日現在で活用しているのですが、今回24年度評価替えの基準日があり、評価替えにおいて活用するため町内161ポイントの標準宅地の鑑定を実施いたしました。1件について6万1,215円でございます。

それと56ページの軽自動車の分担金でございますが軽自動車の登録の台数に基づきまして、物価割合がございまして、それによりましてお支払いしている部分でございます。

和田委員 53ページのマラソンの件ですけれども、聞いたら半分は助成してもらっている、これでいいのかなと思いますが、人口割もあるというので人口割があるのだったら、もう5年

で大分減っている、60万から減らないといけないと思うのですけれども、これは本当に人口割でやっていただけるのか、どうかも一度聞いておきます。

早野総務企画部企画政策課長 和田委員ご質問の分担制ですが、現在の手持ち資料の中に分担方法というのが持ち合わせがございませんので、後ほど調査してご質問にお答えしたいと思います。

中原委員 決算資料の47ページ、節13委託料というところが一番上にありますが、その備考の2つ目に書かれている職員採用試験問題等作成委託料があるのですけれども、これは当初の予定どおり実施されたのかどうかをお聞きしたいと思います。というのは予算よりも大きな額となって決算されていますので何か事情があったのか確認しておきたいというのが1点目であります。

48ページの目2、広報公聴費の節13委託料の中の法律相談弁護士委託料とありますが、この年間の相談件数をお聞きしておきたいと思います。

それから54ページの節13委託料の中に人権相談事業委託料とありますが、これについても相談件数を確認したいと思います。

以上3点お願いします。

保井直轄副理事 職員採用試験問題等作成委託料につきましては当初よりも受験者数が大幅にふえました。受験申し込みが、事務で約140名、保育士で20名ほどになっておりまして、当初の見込みを約100名ほど大幅にふえたために試験問題を作成する委託料もふえたものでございます。

早野総務企画部企画政策課長 法律相談の弁護士相談の開催なのですが月2回年間24回で平成22年度114人のご相談がございました。

谷下総務企画部理事兼人権推進課長 3点目の人権相談の件数ですけれども、22年度は述べ件数で22件の相談がございました。うち継続を除く実件数で言いますと15件、内訳が高齢者に関する相談が6件、労働に関する相談が1件、子どもに関する相談が2件、障がい者に関する相談が2件、その他の相談として4件、これは近隣地域でのトラブル等の相談でございます。

中原委員 今お聞きしました2つの相談に関することで再度お聞きしたいと思います。

法律相談のほうは年間114人ということでした。人権相談のほうはのべ22件、実数が15件ということをお聞きしました。それで、これは、それぞれの相談にかかる費用を考えると少し1件あたりにかかる相談に要する費用といえますか、そこにアンバランスが

生じてくるように感じるのですけれども、そのあたりについては、いかがお考えか確認をしたいと思います。1件1件について金額ではかる、それだけが相談事業ではないと思っておりますので、こちらは幾らこちらは幾らだから、こちらがいけないとか単純なものではないと思うのですけれども、それを考えた上でも余りにも1件あたりにかかる費用に差があると言わざるを得ないと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

谷下総務企画部理事兼人権推進課長 確かに件数でいきますと1件あたり高くついているとは思いますが、相談につきましては、なかなかそういう件数ではかれるものではないというふうに担当課では考えております。また、特に相談行政につきましては、問題を抱えた方々の入り口の部分でありまして、次のステップのお手伝いや、その後の支援につながるという大きな役割があるかと思えます。もし相談がなければ問題の抱えた方々のフォローでありますとか、つながりがなかなかできなくなってしまいまして、今よく言われております、2次被害、自殺や子どもたちへの影響が起こるということも考えられますので、未然に防止するという意味でも担当課としましては、相談事業は必要かというふうに考えております。

奥野委員 決算書の45ページの中ほどの産業医報酬についてお聞きします。

60万の決算になっておりますが、産業医の何人のドクターが1年間にどのような活動の内容であったのかお教えいただきたいと思えます。

保井直轄副理事 安全衛生委員会におきまして産業医の指導をいただいているものでございますが、月2回、会議を設けておりまして人間ドック等のデータを分析したり、また職場巡回をしております。月5万円の報酬ということで60万円支払っているところでございます。

奥野委員 今内容がサーッといかれたのですが、安全衛生委員会と言われたのですか、その辺をもう少し詳細にお願いします。

保井直轄副理事 労働安全衛生委員会というものを岬町では組織しております。産業医及び保健師等で月2回、定例の会議を設けているわけでございます。その中では職員の健康管理を主に従事しているものでございまして、人間ドックとか職員の健康診断とかを推奨し、なおかつそれらのデータを分析しながら、例えば要受診、いわゆるお医者さんに行って早期受診をしなければならない職員とかを分析しまして指導をしているという形です。また、事故が起こらないように各出先機関等、現場等を巡回いたしまして危険な箇所については改善するような形で職場を回りまして指導しているというのが、この安全衛生委員会での業務になっております。

奥野委員 もちろん産業医は何名のドクターで安全衛生委員会は構成は何名ぐらいの構成でなっていますか。

保井直轄副理事 産業医は1名でございます。メンバーといたしましては職員代表1名それから保健師が1名、準ずる者として1名、事務局は秘書人事のほうで担当しております。

川端委員 48ページの広報公聴費で、この町内放送はこの中の、この無線システム保守管理委託料が町内放送の防災行政無線になるのかなとか思って見てたのですが、ちょっとその辺を詳しく、違うのですか。無線町内の放送、町内でいろんなお知らせというのか、防災でいいのですか。48ページの広報公聴費のところ無線システム保守管理委託料とか、それから防災行政無線専用回線使用料とかという項目が出てきているのですけれども、これが町内の放送の経費になるのかなと思ってお尋ねしているのですけれども。

亀崎危機管理課 ご質問の無線のシステム保守管理委託料155万595円については町内放送の防災行政無線の保守管理料でございます。その下の防災行政無線専用回線使用料、これについては消防署との遠隔操作の、NTTの回線使用料でございます。

川端委員 なかなかこの間も聞き取りにくいという声があるのですけれども、その辺がどうなっているのかなと思って。あと、あるところで放送が1回こうして聞き取りにくいなと思ったときにはフリーダイヤルを回したら今の放送が聞けるというようなシステムというのを何かで見たことがあるのですけれども、そういうことはできないのかなと思って、費用的に。

亀崎危機管理課 各地区に61カ所の防災行政無線を設置しております。無線ですのでたまに環境状況で聞き取りにくい場合もございます。それについては随時、聞き取りにくいところについては調査してスピーカーの位置等の入りぐあいとかいろいろ調整させていただいております。できるだけ皆さんに正確な情報を伝達できるようなシステムを組んでおります。ただし先ほど委員さんが、おっしゃられたような、電話で、回線で再度、聞き取る情報は本町のシステムには導入しておりません。

川端委員 私も、ここはよく聞こえないというときに危機管理監に、聞こえないというふうな感じでよく行くのです。そうしてても、結構、高齢者の方が聞こえにくいというのがあるのですけれども、この間ピアッツァ5で健康長寿祭りのときに、複数の人から聞き取りにくいと、まだちょっと若い方から言われたので、そういうふうなフリーダイヤルで今言った放送を聞くためにもう一回何かフリーダイヤルでもしたらテープで聞けるというような、そういうことをしようと思ったら岬町では全然不可能なことなのですか。

亀崎危機管理課 今のご質問の、フリーダイヤルでのサービス情報提供、それについては一度また

私のほうで近隣の市町村も調査させていただきたいと思います。

田島委員長 今、川端委員が聞いているのは前半の部分は広報ですね、防災無線の。後半は照合の関係の部分ですね。その説明してあげないと一緒になっている状態で、今フリーダイヤルの部分の他の市町村がやっているなら一応確認に行っておいて、そして取り入れられるのなら取り入れてください。その回答をまた委員さんに報告しておいてください。

和田委員 再度、水道タンクのことでも聞きたいのですけれども、回答としたら、さびがあるとか、タンクもそういうふうになっているのか、水道パイプがそうなっているのか、全体的に悪いということになっているのであれば、やっぱり、これも確認ですけれども、3階に給水のあんなふうなものがあるのですけれども、2階はどこにあるのかと1階もトイレの横にあるのかなど、それをちょっと聞きたいです。給水の飲める水が出ているところ。

中田総務企画部総務課長 まず給水の箇所でございます。炊事場は1階から申しますと1階トイレの隣接しておりますところに1カ所ございます。ちょうど国保の手前のほうになります。女子トイレの隣でございます。そこ1カ所。あと2階に行きますとトイレに入る導線の右手のところに炊事場は1カ所ございます。3階はご存じのとおり、こちらの前のほうにございます。

和田委員 それで給水のあるところがわかったのですけれども、せめて1階だけでもトイレの手を洗うのと何するだけの、工事は大分いるだろうけれども、じかに水道パイプを入れかえて、この張り紙を取れるように水道の水をじかに入れてもらえないのか。できれば2階もしていただきたいのですけれども、1階はどうですか。奥のほうまで住民はわからないし飲むにもできないし。やっぱりトイレの水も飲めるようにしておこうと思ったら、今言っている、タンクもさびでだめ、パイプもさびでだめと言うのだったら、飲めと言えないと思うので、この水はもう使えないということですから、飲む水に。1階どうですか。

中田総務企画部総務課長 委員ご指摘のとおり、トイレのほうも確かに給水タンクのほうでは給水をしておりまして先ほど申しますように飲料には適しておりますけれども、見た目に赤茶けたものがたまに出ますので、どうしても、においも上がってまいりまして飲みづらいところもございます。庁舎の1階につきましては、ちょっとお時間いただきまして、その辺を検討してまいりたいと考えております。

和田委員 お願いしておきます。

田島委員長 他にございませんか。

それではないようですので総務費についての質疑を終わります。

続いて民生費に入ります。

決算書の72ページから73ページの目、文化センター費、73ページから75ページの目、青少年センター費をごらんください。

質疑ございませんか。

ないようですので、民生費の質疑を終わります。

続いて消防費に入ります。

決算書の107ページから110ページをごらんください。

質疑ございませんか。

ないようですので消防費についての質疑を終わります。

続いて教育費に入ります。

決算書110ページから126ページをごらんください。

奥野委員 114ページの小学校の水泳指導業務委託料とバス借り上げ料200何がしがあまして、これ小学生の年間に各学年がどれぐらいの時間数の授業料になっているのかをお教えいただきたいと思います。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 水泳指導業務の委託料でございますが、水泳事業ピアツァ5に業務委託を5月中旬から7月にかけて委託をしているものでございます。回数で申しますと淡輪小学校で18回、これは1学年単位で3回、1学年3回することで6学年ございますので18回。深日小学校が9回、これは1、2年、3、4年という形の複数の学年単位で、3回で9回でございます。多奈川小学校につきましては6回でございます。これは1、2、3年という3学年単位で3回でございますして計6回。合計しますと33回の水泳授業を行っているということでございます。ただし水泳授業につきましては1時間45分の授業ではなしに2時間通しの、いわゆる90分で授業を行うということでございますので、時間数にしますと、これの倍の時間という形でございます。

奥野委員 夏休み前の水泳指導になろうかと思えますけれども、1回学年ごとに3回程度であれば効果というか、水泳の指導力というか、泳法のいろんな勉強があると思えます。3回ぐらいではなかなか身につかないとは思いますが、その効果的なものはいかがでしょうか。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 水泳授業につきましては、先ほど申し上げました回数で小学校の場合、6年間を通じて授業を行っているところでございます。その効果でございますが、効果につきましては、この6年間の授業で小学校卒業時には、おおむね95

パーセントから98パーセント程度の児童が何らかの形で泳げるようになっているというデータも出ております。泳げるというのは個人差はございますけれども水を怖がらずに水の中で一定、泳ぐことができるという割合でいうと95パーセントから98パーセントの児童が6年間で泳げるようになっているということで、一応成果は上がっているというふうに担当課では考えております。

奥野委員 小学校のほうは今お聞きしましたので、もう一つ参考に中学校のほうの水泳も横のプールは停止というか休止したままになっているかと思うのですけれども、その体育の授業の一環で中学生には水泳の時間をとる必要があえて今いらぬのかどうか、その辺をお願いします。

山路教育委員会事務局指導課長 中学校においては小学校と違う面として教科担任制というものになっております。学級担任制であれば授業振りかえ等は可能なのですけれども教科担任制の場合、体育の授業を全クラスまとめるとなると、他の授業の組み方ができないということで以前検討もしたのですけれども、現在のところ実施していないということになっております。

奥野委員 先生方のカリキュラム的なことがよくわからないのですが、今までは真横にあって体育の授業にも多々使用したと思うのですけれども、やはり費用的にもかなりいるのかと思いますが何回かは中学生にもピアツァ5しかないのですけれども、そういう授業の中に組み入れては、私はどうかなというふうに思いますので、これは私の要望ですが。

田島委員長 要望ですね。

他にございませんか。

中原委員 決算書の112ページの一番上に節18の備品購入費とありますけれども、このことについてお尋ねをします。

機械器具費となっておりますけれども、これは恐らく大阪府の市町村支援プロジェクトという補助金のようなものを使って図書情報の共有化を図るというものに充てられているのかなと思うのですけれども、その授業をずっと進めておられるところかと思いますが、その進捗状況について、まず1点確認しておきたいと思います。

それから113ページの小学校費の中で節7の賃金とありますが、この臨時職員賃金についてお尋ねしたいと思います。この臨時職員賃金の中に介助員の賃金も含まれているのかなと思うのですけれども、この介助員の配置数を確認したいと思います。

それから116ページに中学校においても節7賃金とありまして臨時職員の賃金が計上

されて支出されているようではございますけれども、この中学校についても介助員の配置数をお聞きしたい。

それから118ページ幼稚園費についても、同様に介助員の配置数を確認したいと思えます。

山路教育委員会事務局指導課長 112ページの備品購入費、機械器具費についてですが、おっしゃるとおり市町村支援プロジェクト事業を活用し、学校におけるパソコンやプリンター、プロジェクター等を整備いたしまして現在機器活用を授業で進めているところです。また、昨年度につきましては学校図書館システムを各小・中学校に導入いたしまして、現在ネットワーク化等に取り組んでいるところです。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 介助員の配置人数でございますが平成22年度につきましては小学校で9名、内訳としまして淡輪が4人、深日小学校が4人、多奈川小学校が1名となっております。それと続いて116ページの同じく中学校のほうの賃金でございますが、介助員の配置人数としましては2名でございます。118ページの、幼稚園費の賃金の介助員でございますが、介助員につきましては22年度4人という配置となっております。

中原委員 1点目にお聞きした図書の共有化の問題ですけれども、今進めているというところで、計画通りに進んでいるのかどうか、進捗状況を確認したかったので、もう一度どのあたりまで進んでいるのかお聞きをしておきたいと思えます。

それから介助員数についてですが、これは介助員の配置については現場の幼稚園や小・中学校から、こういった子どもがいて、こういった実態があるので、介助員を配置してほしいという要望が上がって、その上で予算配置をするかどうかという段階に至ると思うのですけれども、その現場から要望があった介助員の数すべて網羅しているということに、この22年度においては、なったのかどうかその点を確認したいと思えます。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 図書管理にシステムのネットワーク化の状況でございますが、8月末日をもちまして各学校の校内LANの工事、それから公民館等の各施設の光ケーブルの引き込み工事、それから機器の設置等、システム整備に必要な工事等が8月末で済みまして、現在ネットワーク化に向けてデータの入力作業ですとか、そういうのが始まったところという状況でございます。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 支援員の配置でございますが支援員の配置につきましては各学校や幼稚園の現場から要望があった時点で岬町の支援教育介助員の配置要綱、

及びガイドラインを設けておりますので、それに基づきまして一定の判定を行います。その判定の結果、必要ということになって初めて予算措置をし、予算措置ができてから配置をするということでございます。また、22年度につきましては要望が上がってきているところにつきましては配置できているという状況でございます。

中原委員 図書管理システムについて順調に進んでいるようでありますが、これはいつから実際には使える状況になるのか確認しておきたいと思います。

それから介助員のことについては22年度においては要望どおり配置できているというお答えでありましたので、それは大変結構かと思えますし、午前中の一般会計補正予算でも対応されているとおり、予算取りを必要に応じてされていると思しますので、今後も努力を続けていただきたいと思います。

この問題は本当だったらもっと、今、岬町単独で人件費を出している部分が多くなっていますので、この介助員にかかるお金については、ご存じありませんか。交付税もありますけれども、それでは全く足りていないのです。だから交付税に上乘せして、町が努力して出しているということで、努力は評価するものでありますし、今後もその努力を引き続き強めていただきたいと、要望しておきたいと思います。

図書館のことについて。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 図書管理システムのネットワーク化がいつごろから図れるかということでございますが、先般、一応機器等の設置が終わりまして、データの整備等に取り組んだところでございます。既存の図書の、データの入力、それからバーコードの貼りつけ、それにあわせまして本の整理、配架等をこれからやっていくわけですが、例えば淡輪公民館ですと約3万2,000冊ございます。これも通常の他の業務もしながらやっていかなければなりません。アップル館につきましても約1万冊ございます。これにつきましても有償ボランティアの方がアップル館業務もしながらやっていたくということで、かなりの日数がかかるというふうに今見込んでおりまして、すべてそういう作業が済んで各学校、施設がネットワークを使って検索できるというふうになるには、おおむね1年程度かかるのかなというふうに考えております。

中原委員 予算書の115ページと117ページですが小学校と中学校における要保護、準要保護児童について、22年度、2010年度における対象者数を確認したいと思います。数と割合をお示しいただきたいと思います。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 要保護、準要保護就学援助費の件でございますが、

小学校につきましては要保護児童が4人、準要保護児童121人、合計125名となっております。小学校の全児童数に占める割合としましては14.2パーセントの割合となっております。また、中学校につきましては、要保護生徒が3人、準要保護生徒が69人、合計72人となっております。全校生徒に占める割合は16.1パーセントという割合となっております。

中原委員 若干でありますけれども小学校は割合においてふえておりますし、中学校は数・割合ともふえていると、この間ずっと右肩上がりになっているかなということで、今の不景気だとか、雇用の不安定化だとか、そういうことも反映されてのことかと思っておりますけれども、町として経済的に困難な家庭や子どもたちに対して、こういった努力を払うという努力は一定認めるものではありますけれども、この制度については対象となる範囲を縮小、過去に2007年度において縮小されておりますけれども、22年度においてもたしか、これを見直すと、対象を拡大するというはなかったかなと思います。この拡大を図るべきだということは以前にも申し上げておりますけれども、今後について拡大をするというような考えはないのかお聞きしたいということが1点と、それから要保護、準要保護の就学支援につきましては、費目がいろいろ分かれておりまして、学用品代だとか新入学用品代もろもろ、修学旅行の扶助費だとかいろいろ書いてありますけれども、追加項目が文部科学省からは以前に示されておまして、PTAの会費だとかクラブ活動の費用だとかそういったもの加算するようにと、それを交付税措置していますよという通知が以前あったと思っておりますけれども、これをぜひやっていただきたいと思うのですが、そのことについても考えをお尋ねしたいと思います。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 この要保護、準要保護の児童生徒の扶助費といいますが、就学援助費につきましては、今現在、要保護につきましては生活保護対象世帯、準要保護につきましては要保護の、生活保護の基準の所得を準用して判定をしているというところでございます。それと今後この援助費につきましては、今現在子ども手当で、昨今改正がございましたが、子ども手当での支給も始まっておりますし、子育て環境に変化があることを視野に入れた慎重な議論が必要だなというふうに考えているところでございます。また、先ほどご指摘のございました、PTA会費、クラブ活動費、また生徒会費等についても新たに、この就学援助費の対象となっておりますが、同じくこれにつきましても先ほど申しました子ども手当の関係でございまして、子育て環境の変化、これらも考えた上で慎重な議論をしていく必要があるのではないかなというふうに考えているとこ

ろでございます。

中原委員 今子ども手当でのお話をされまして、子ども手当では今後廃止されるということになるうかと思えますけれども、この子ども手当と引きかえに、既に増税がされているわけなのです。多くの世帯は結果として増税が残るということになるのです。控除の問題で、年少扶養控除だとか。ただ、この制度を受ける人たちは、収入が非常に少ない本当にぎりぎりの生活を送っておられるという家庭ということになりますので、控除についても、さほど影響はないのかなとは思いますが子ども手当をもらったからといって、潤沢に資金がふえるというようなわけではないということは、よくわかりだと思えます。この就学援助の制度を運用しているところであれば、その家庭の収入がいかほどであるかということは、よくわかりだとは思えますので、子ども手当の問題を口実にして、この問題を避けて通るといったことはしないようにしていただきたい。慎重に検討が必要だということを示されましたので、ぜひ慎重にかつ前向きに検討していただきたいと強く要望しておきたいと思えます。

1 2 3 ページの一番上にアップル館の運営管理委託料というのがありますけれども、このことにかかわって少しお尋ねしておきたいと思えます。今、新たな指定管理者の選定がなされているところかと思えますけれども、その状況について確認をしておきたいと思えます。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 あす、第1回目のアップル館指定館理事候補者選定委員会を開催する予定となっております。現在、申請者は1団体のみでございます。

中原委員 引き続き同じく1 2 3 ページの、保健体育費の委託料の中で町民体育館の耐震診断の委託料とありますけれども、この診断結果、また今後、結果によっては、ちょっとごめんなさい、1次診断か2次診断かわからないのですけれども、その内容もお示しいただきたいと思えますが、診断の結果によっては工事等が必要になってくるかと思えますけれども、その今後の耐震化の問題について、今後の問題についても含めてお聞きをしておきたいと思えます。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館課長 町民体育館の耐震診断につきましては2 2 年度で2次診断を行いまして、補強が必要という診断になってございます。それで2 3 年度で補強工事の実施設計を行います。あわせて不良箇所等についても実施設計を行いたいと考えております。その実施設計に基づきまして2 4 年度で工事を実施したいという予定でございます。

川端委員 113ページの小学校費のところでは111万5千842円の内容を教えてください。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 113ページ小学校費の修繕料でございますが消防設備の点検修理で57万7,000円。それとか機械器具費、いわゆるエアコン、プラネタリウム等の機械器具費で45万9,000円の修繕、そして扉、床等で25万8,000円、手洗いの修繕としまして30万円と小学校の配管関係の修繕が64万9,000円、大きくはそういう内訳となっております。

川端委員 これはずっと見たら、補修費、今回でも補正予算でも出てきていたけれども、この1年間で、小学校3校でこれだけで、この265万5,000円、300万弱で、これだけで3校いけたのかなと思って。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 修繕料としましては265万5,842円でございます、ほかに、ことしの場合でしたら、途中で補正予算などをさせていただいて、工事費で雨漏りの工事をさせていただいたりしております。ここに上がっております修繕につきまちは一応軽微な、また、経常的な修繕も含めた修繕料として、ここで計上し執行させていただいているということでございます。

川端委員 ということは1年間で、これで22年度はいけたけれども23年度はその分ちょっと費用的に高くなってきているというふうにとらえたらいいのですか。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 学校施設につきましてはご存じのように小学校3校とも非常に建ってから年数も経過しておりますので、特に配管や雨漏り等の修繕が多く見受けられております。この状態でいきますと、だんだん悪くなっていきますので、老朽化が進むということもございますので、修繕料、あるいは緊急の工事というのもふえてくるかなというふうに予想しておるところでございます。

川端委員 決算のときに来年の当初予算に向けてしっかりと意見を言っておかないといけないと思うので、あえて、老朽化しているのに金額もこんなので済んだのかと、それで、ことしはやっぱりちょっと高いな、高いといったって老朽化からしたら、来年の当初について、特に私6月議会でトイレの補修について言ったのですけれども、その辺しっかりと当初予算に向けて、この財政厳しい中、予算取りができるのかなということを懸念するし、いまここで、しっかり発言しておかないことにはだめかなと思うので言わせていただいたのですが、その辺どうでしょうか。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 学校施設につきましては先ほど申し上げましたとお

り非常に古くて老朽化が進んでいるという状況でございます。しかも雨漏り等も発生しているような状況でございます。今後、小学校の耐震化の事業も進めていく必要があるということでございます。それに加えて大規模改修的な、いわゆる外壁塗装であるとか、全面防水であるとか、そういう部分も特定財源を確保しながら耐震補強とあわせて実施をしていく必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

川端委員 耐震化については、1番でも学校管理費という目のところがあって、また、目の一番最後51学校管理費と目のところで、この耐震化については別に項目を設けているのかなと私はとらえてしているのですけれども、耐震化は国からの補助金もあって、大体今現在半分ぐらい50パーセント超えるぐらいできて、一度にパッとやってもらったらいいけれども、なかなか厳しいからそれについて着々としてほしいなという思いがあります。それとは別に特にトイレをしてほしいな、古谷次長も前回の、6月議会の委員会のときでも来年は計画を立てて深日小学校だけでなく3校とも計画を立ててやっていきたいというふうに古谷次長も言っていただいたというふうに、私は認識していますけれども、その辺どうでしょうか。

古谷教育委員会事務局教育次長 学校施設の老朽化等の問題は非常に頭を悩ませているところでございます。けさほども補正予算、修繕料について認めていただいたところでございますけれども、これは緊急的な雨漏りの修繕とか、また水道管の破裂とか、そういうものに対応するものです。現在トイレの改修も含めて学校に調査をお願いしているところであります。耐震については学校の状況をヒアリングをして来年再来年ということではないのですけれども中長期的な視野にたって、いずれはこれはやらざるを得ないものであります。今後、耐震化も含めて計画的に取り組む必要があります。その辺の計画を立てて着実に執行していきたいというふうに考えているところでございます。

川端委員 とにかく頑張ってやってほしいということを要望しておきます。

田島委員長 委員が質問指摘しているのは決算委員会というのは次年度の当初予算に向けて真剣に取り組んだ審議をしなくては次年度の予算化が大変おろそかになりますので、何も指摘はしていませんよ、各委員が質問しているのは次年度の当初予算を組むに当たっての真剣勝負の質問をしていますので、その点を踏まえてご答弁をお願いしたいと思います。

他にございませんか。

竹内委員 121ページ、淡輪公民館の分で決算額が約2,660万出ているのですけれども、この淡輪公民館というのは公民館機能というのがほとんどできていないと私は思っております。

す。貸し館業のみということで2,660万弱の金額をかけて存続して、これから置いておくのか、それとも民営化をして経費節減するのかという大きな問題に直面しているところと思うのですけれども、その点、この23、24年度にかけての展望だけお願いします。

古谷教育委員会事務局教育次長 公民館の問題につきましては行財政改革委員会でも一つのテーマとして上がっているというところでございます。前にもご指摘いただき、答弁もさせていただいたことがあるかと思うのですが、確かに現在の淡輪公民館というのは定期講座も行っておりませんし、果たしてこれが委員ご指摘のとおり、社会教育法なりに基づく公民館かと問われたら、なかなか難しいところかと思っております。ただ町民が文化なりに触れて活動する、そういう場の機能というのは必ず必要かというふうに思っていますので、この場所に限らず、まずどういうところで、そういう機能を確保するのかという議論をやっ
ていかないといけないというふうに考えております。行財政改革プランにおきましても今年度中には一定の方向を出すということになっておりますので、さらに議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

田島委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので教育についての質疑を終わります。

続いて災害復旧費に入ります。

決算書の126から128ページ、目、その他公共施設公用施設災害復旧費をごらんください。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 なければ災害復旧費についての質疑を終わります。

続いて公債費に入ります。

決算書の128ページをごらんください。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、公債費についての質疑を終わります。

続いて諸支出金に入ります。

決算書の129ページから130ページをごらんください。

ただし129ページの目、海釣り公園管理基金費、及び多奈川地区多目的公園管理基金

費は他の委員会の所管ですので除きます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので諸支出金についての質疑を終わります。

続いて予備費に入ります。

決算書の130ページをごらんください。

竹内委員 予備費のうちの河川水路維持費に充当の250万、この分をどこへというのは決まっているのですか。

相馬財政改革部財政課長 予備費の充当先のご質問でございますが、うち250万につきましては男鹿谷の水路、土地明け渡し訴訟にかかります弁護士委託の着手金でございます。

早野総務企画部企画政策課長 先ほど和田委員の、泉州国際市民マラソンの分担金の方法なのですが、けれども、均等割、人口の割合等々あるのですけれども、これについては通過、市町村の割合ということで未通過の市町村、和泉市、熊取町、阪南市、岬町においては60万円が負担金ということで決まっております。

田島委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので予備費についての質疑を終わります。

以上で一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員 当委員会に付託された内容について認定しかねる立場を申し上げたいと思います。

先ほど、いろいろなことで質問をさせていただきましたけれども、昨年度においては小学校の耐震化の事業も進みましたし町民体育館の2次診断もなされたということで、今後に向けて安心安全なまちづくりをより一層進めていかれることと思いますけれども、この点については評価するものでありますが、相談事業について、やはりアンバランスを感じざるを得ないという点と、それから就学援助制度の拡充について乗り出そうとする姿勢が感じられなかったので、本決算については認定できないという立場であります。

田島委員長 他に討論ございませんか。

ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第62号 平成22年度岬町一般会計決算認定の件のうち本委員会に付託された案件について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

田島委員長 挙手多数であります。

よって、議案第62号のうち本委員会に付託された案件は認定されました。

議案第63号 平成22年度岬町住宅新築資金貸付事業特別会計決算認定の案件について議題といたします。本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第63号 平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致であります。

よって議案第63号は本委員会において認定されました。

議案第71号 平成22年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件から議案第74号 平成22年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件までの4件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは議案第71号から議案第74号の4件について一括議題とします。本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。

異議ございませんね。

(「なし」の声あり)

田島委員長 決算書の244ページから279ページをごらんください。

中原委員 決算書の250ページで1点お聞かせいただきたいと思います。

これは淡輪財産区の支出に係る部分ですけれども250ページの一番上、節13の委託料の中で、予算の中では、枯れた松か何かを伐採する委託料というのが入っていたのですけれども、ここでは支出されていないようなので、草刈委託料の中に含まれているのですか。それとも予定していたものがなくなったのか、どうだったのかなど、草刈委託料というのは独自にもともとあったように思うのですけれども。

中田総務企画部総務課長 委員ご質問のとおり、草刈委託料の中に枯れ松伐採も含んでおります。

田島委員長 答弁者、内訳をなぜ載せていなかったかという説明をしてください。

中田総務企画部総務課長 当初の中では松枯れも委託料として計上しておりましたが、各委員の作業によりまして、枯れ松のほうも伐採をしております。ですので、今回の予算の中の草刈委託料にはかなり高木なところもございまして、委員では作業できない部分をこの委託料の中で計上させていただいたところがございます。

田島委員長 委員長からちょっと指摘しておきます。

通常、草か木という固有名詞をはっきりしておいてあげてください。でないと草刈りと木の伐採と意味が違いますので、よろしく説明のほうをお願いしておきます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので4件についての質疑を終わります。

続いて議案第71号 平成22年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第71号 平成22年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致であります。

よって議案第71号は本委員会において認定されました。

続いて議案第72号 平成22年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第72号 平成22年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致であります。

よって議案第72号は本委員会において認定されました。

続いて議案第73号 平成22年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第73号 平成22年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致であります。

よって議案第73号は本委員会において認定されました。

続いて議案第74号 平成22年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第74号 平成22年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致であります。

よって議案第74号は本委員会において認定されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案11件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、総務文教委員会を閉会します。

(午後2時24分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年9月15日

岬町総務文教委員会

委員長 田島 乾 正